

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年3月5日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	小澤重則君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	池神哲子君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（5名）

議長	藤原正夫君		斉藤芳夫君
	有泉庸一郎君		内藤久歳君
	名取國士君		

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	土肥冷子君	生活環境部長	花形保彦君
福祉健康部長	笹本嘉朝君	保険課長	安藤佳俊君
環境課長	長田治君	福祉課長	内藤光二君
子育て支援課長	三井敏夫君	長寿推進課長	三澤宏君
健康増進課長	小宮山謙二君	国民健康保険係長	金子智奈美君
高齢者医療・年金係長	五味万里君	環境保全係長	丸山英資君
生活環境係長	鷹野久君	福祉総務係長	梅原剛君
障がい福祉係長	斉藤一己君	生活保護係長	剣持豊彦君
児童係長	小宮山正美君	保育係長	長田裕二君

長寿あんしん 係長	土屋達巳君	介護保険係長	保坂江里君
健康企画係長	小池清美君	保健指導係長	長坂千恵子君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村宗和	書記	小澤明
書記	石原大助		

審査内容

1 条例審査

議案第21号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件

議案第30号 甲斐市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部改正の件

2 補正予算

議案第2号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）

議案第3号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第4号 平成25年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第5号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）

3 請願審査

請願第25-1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書

4 その他

開会 午前 8時58分

○委員長（三浦進吾君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第2号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）ほか5議案の審査を行います。

審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに、議案第21号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件のほか1件の条例案等の審査から行い、その後、一般会計補正予算の審査、特別会計補正予算の審査、最後に請願の順で行いたいと思います。

委員、職員の方々に申し上げます。限られた時間での審査になりますので、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただけるようお願いし、ご協力お願い申し上げます。それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いいたします。また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

それでは、審査に入ります。

議案第21号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

長田環境課長。

○環境課長（長田 治君） 改めましておはようございます。環境課でございますが、よろしくお願いたします。

それでは、議案第21号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件についてご説明させていただきます。議案は69ページとなります。また、議会資料は17ペ

ージに新旧対照表がございますので、ごらんいただきたいと思ひます。

まず、提案理由であります、議案69ページにありまるとおり、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、税率等の改正を行うものでございます。

改正内容は、60ページの中段の改正文のとおり、第16条第5中、「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第3項中、「10円」を「1円」に改めるもので、施行日は平成26年4月1日を予定しております。

次に、議会資料の17ページの新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

100分の108とする改正は、第16条の第1項の使用料の徴収について、別表に定める額に乗じる率を「100分の105」から「100分の108」とするものでございます。別表につきましては合併浄化槽の使用料の月額を定めておきまして、5人槽1,600円、7人槽1,900円、10人槽2,500円などとなっております。繰り返しますと、5人槽1,600円、7人槽1,900円、10人槽2,500円となっております。

また、第16条第3項の改正は、月の途中で使用開始、休止、廃止、再開した場合の使用料計算の措置といたしまして、現在10円未満を切り捨てることとしておきますが、4月以降につきましては1円未満を切り捨てた額、つまり1円単位で納めていただく扱いとするものでございます。

ちなみに、消費税の値上げに伴う各世帯の影響額でございますが、先ほど申し上げました月額の使用料を年額で見ますと、5人槽は年額で1万9,200円となりまして、この消費税8%の年額は1,536円となります。5%時に比べ576円の増となります。同様に、7人槽年額2万2,800円に対しまして、消費税8%の年額は1,824円で5%に比べ684円の増、10人槽年額3万円に対し、消費税8%の年額は2,400円で900円の増となります。

来年度、平成26年度合併浄化槽使用料全体における消費税の増額分は約11万8,000円と見込んでおります。

以上で、議案第21号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ちょっと聞き落としたんですが、10人槽の1カ月の使用料が2,500円、年間ではお幾らになるんですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 再度ご説明いたします。

10人槽の月額が2,500円で、これを年額にしますと3万円となります。消費税8%の年額は2,400円で、5%に比べ900円の増となります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第21号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 議案第21号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件の反対討論を行います。

安倍内閣は、国民多数の反対を押し切って消費税増税を強行しようとしております。総務省は、地方自治体に対して公共料金等への税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本に対処するようにと通達を出してございまして、公共料金への転嫁を促しております。

本条例改正は、従来の100分の105を100分の108ということで使用料を改めるもので、8%の消費税と同様な引き上げになっております。市当局は、事実上、政府の指示に従って

使用料の引き上げを行うという条例に踏み切っていることになりまして、納得できません。

先ほどのお話では値上げ幅はごくわずかではございますが、諸物価の値上がりあるいは年金の引き下げなどが行われている中では、大変な負担にもなるということでありまして、特に、一般質問でも指摘をしましたがけれども、消費税分を公共料金に転嫁するかどうかは、自治体の裁量で決められることを指摘いたしました。引き上げはやめるべきではないでしょうか。

以上、反対討論といたします。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第21号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件を採決します。

本案は起立により採決いたします。

本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任をお願いします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 9時14分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、議案第30号 甲斐市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

内藤福祉課長。

○福祉課長（内藤光二君） おはようございます。

それでは、福祉課より、議案第30号 甲斐市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部改正の件についてご説明いたします。議案87ページをお開きください。また、市議会資料の27ページもあわせてご用意のほど、よろしく願いいたします。

今回、条例改正を行う理由でございますが、本福祉手当の見直しにつきましては、平成22年度から27年度を計画期間とする第2次甲斐市行政改革大綱における行政サービス見直しの取り組み項目としても位置づけられているものでございます。また、昨年10月、11月に開催されました厚生環境常任委員会におきましても、説明、協議させていただきましたが、障がい者（児）の皆様への福祉サービスや経済的支援は、法整備等により大変充実してきておりまして、市単独で現金出費をしている本手当の意義や必要性は薄れたものとなってきております。

また、県内他市で支給している同様の手当と比較しましても、本市の支給内容は手厚い内容であるとともに、年々増加する障がい者数に伴い、障がい者（児）の皆様を支援する事業費につきましても、自立支援給付事業を初め年々増加の一途をたどっております。このことから、昨年来より、市福祉手当の第2次見直し案について、本委員会を初め、障がい者（児）関係者、関係団体への説明、協議を実施し、ご理解を得てまいったところでございます。これらに基づき、限られた予算を有効に活用し、障がい者（児）の皆様が将来にわたり甲斐市で安心して暮らせる施策のさらなる充実を図るため、今回、甲斐市心身障害者（児）福祉手当の支給基準、支給要件及び額を改めさせていただくため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

市議会資料の27ページをお願いします。

条例の一部改正の概要でございますが、1、改正趣旨は、支給要件及び支給金額等の見直しでございます。

2、改正内容でございますが、（1）支給要件として、次に該当する場合は支給対象外とすることを加えさせていただきます。3点ございますが、以下は、新旧対照表のほうでご説明いたしますので、恐れ入ります、同じく資料の29ページをお開きください。

まず、1点目は、第3条第1項にあります。新の欄、アンダーライン部分でございます。「ただし、65歳以上の者（当該年度の満65歳となる者を含む）が新たに前条第1項第1号から第4号までに定める心身障がい者に該当する場合は支給しない。」と改正させていただきます。

2点目でございますが、同じく第3条第2項のアンダーライン部分でございます。「グループホーム、ケアホームに入居している者」、これの方を除くという規定でございます。

3点目、同じく第3条第2項中の後段のアンダーラインでございます。「生活保護法第11条第1項の規定による保護または中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第2項の規定による支援給付を受けている者を除く。」ということですが、それぞれ加えさせていただきます。

まず、1点目の65歳以上となる方を対象外とさせていただく理由でございますが、65歳以上の高齢者の方は、障がいにかかわらず、疾病や加齢に伴い介護等を要する状態にあることが多いこと、それらの方々は、基本的には介護保険制度などさまざまなサービスをご利用できることから、本福祉手当の対象外とさせていただくものでございます。

2点目のグループホーム、ケアホームの入居者を対象外とさせていただくのは、これらのホームの利用者の方は365日24時間グループホーム、ケアホームという場所で暮らされ、各種福祉サービスを受け、生活の拠点もホームであるということであるため、施設入居と同様とみなして見直しさせていただくためでございます。

3点目の生活保護受給者と中国残留法人支援給付者の方を対象外とさせていただくのは、生活保護が扶助費として支給されている中で、障害者加算が既に加算されておりますので、市単独分の除外をさせていただくという理由でございます。

同じく、32、33ページの別表部分をお開きください。新旧対照表でございます。支給額の改正内容についてでございます。次のとおり改めさせていただきます。

1点目は、受給資格者または保護者の当該年度の市民税所得割額が課税されている場合は、支給しないものとさせていただきます。

2点目、受給資格者または保護者の当該年度の市民税所得割が非課税の場合は、従前の支給額の2分の1を支給させていただくというふうに改正させていただきます。

まず、この1点目の市民税所得割額が課税されている方は、一定の所得が見込まれるため除外させていただくのと、2点目の市民税所得割が非課税の方を2分の1とさせていただくのは、他市手当の支給状況と均衡を図ることによるものでございます。

このことから、改正前の支給額を記載した33ページの旧の内容が、改正後は32ページの新の内容に改めさせていただくことになります。

30ページへお戻りください。第4条第1項の後段にありますただし書きからアンダーラインの部分でございます。「受給資格者の属する世帯のうち、当該年度の市民税所得割額が

46万円以上であるときは支給しない。」を加えさせていただきます。これは、他の福祉サービスと同様、市民税所得割が46万円以上であるときは対象外となっているため、統一させていただくものでございます。

このほか、条例の名称及び本文中にあります障害の「害」の漢字表記を平仮名の「がい」に改めさせていただく点や、31ページ第7条第2項のとおり、届け者の範囲を代理人、法定相続人に拡大し利便性を図らせていただいた点が今回の改正内容でございます。

27ページへお戻りください。3の施行期日でございますが、平成27年4月1日とし、平成26年度中は支給対象者の皆様への改正内容の周知期間とさせていただくものでございます。

なお、今回の条例の一部改正にあわせまして、厚生環境常任委員会でも説明、協議させていただきましたが、障がい者（児）の皆様が将来にわたり甲斐市で安心して暮らせる施策のさらなる充実を図るため、新たに心身障害者（児）家具転倒防止対策事業実施要綱を制定し、地震発生時における家具転倒による事故を防止するとともに、重度心身障害者（児）等タクシー利用料金助成事業実施要綱、これも一部改正を行いまして、運転免許が取得できない視覚障がい者の方の移動支援の充実を図るため助成対象範囲の拡充を図ることとしております。

この2件の要綱とも、施行期日は、条例の一部改正と同じく、平成27年4月1日からとさせていただくものでございます。

以上が甲斐市障害者（児）福祉手当支給条例の一部改正の説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） いわゆる市民税の非課税世帯に対しては、この条例でいきますと2分の1に減額ということですね。そういうことでいいですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） そのとおりでございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 前に1回聞いたんですが、現在その対象が何人ぐらいで、この条例の

中身について言うと、削減される要するに対象はどのくらいなのかということでございますが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 現在、対象者になっておりますのは、者、児を合わせまして2,488人で、6,925万8,000円の支給を年間に行っております。改正後につきましては、支給対象者が644人減りまして1,844人となりまして、総額2,556万6,000円ということで、4,369万2,000円ほど減額になる見込みでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 障がい者のことでありますので、行政のほうもいろいろ考えた末のことかと思えますけれども、私たち健常者にはわからない苦しみを抱いていらっしゃる障がい者であります。そういうところにはなるべく手当をと思ってはいるのですが、あえて、やはりこれは、今までちょっとお伺いした中でわからない点もあるのですが、どうしてもというふうには余り感じられないのですが、そのあたりは、条例ですから、これで見込んでしまうと障がいの方がさらに大変なことになるのかなということがちょっと感じられるのですが、そのあたりはどんなふうに感じられますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 昨年来より、本委員会でも委員さんのご指摘のとおり、障がい者の方々に対する現金支給という制度で、合併以降、支給を継続してまいりましたが、やはり障がい者の方々が増加しておることによって、限られた市の予算を有効活用させていただく。本来の目的というか要旨は、この福祉手当が発足した当時より、法整備により各福祉サービスが充実してきました、現金給付から現物給付という形で充実してきているという点が大きくやられております。したがって、市のほうでも、障がい福祉サービスのほうの障がい者に対する施策は、そういったサービスを充実させていくという施策に転換させていただいたほうがよろしいのではないかとということで、これも昨年来より障がい関係団体、また保護者の方々にご協議、ご説明して、ご理解を得てまいったところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） お伺いして、逆に充実していくのではないかとということにかなり力を入れて言われたので、それを聞くだけで私たちは安心かなと思うのですが、実際には本当にそんなふうになっていくのでしょうか。その辺がちょっと、もう少しどういうふうに充実していくのか。例えば、支給されるお金がきちんと入らないのかなとか、使い方によっては、そういうものを使わないとか、全体がそれを本当に享受できるのかとか、いろいろなことがあるわけですね。でも、全部考えられた上で充実するとおっしゃられたのですが、そこをもう少し具体例を出していただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 本市では、他市では実施していない市単独の障がい者の皆様に対する施策も3点ほど入れまして、1つは、障害者手帳を取得する際の指定医師の文書料の助成、あとは、福祉タクシーの部分の、今回、視覚障がい者の分も充実させていただくように、他市に比べてタクシー券の交付枚数も充実させていただいておりますし、また、住宅火災警報機の助成事業、そして、平成27年4月からになりますが、今回の家具転倒防止の事業等、そうした細かい部分では対応させていただいておりますし、また、施設入所の方々に対する食費の1食100円の助成というものも他市では実施しておらないものを本市は実施しております。総体的に見ますと、障がい者の皆様に対する施策は、在宅に対するサービスと居宅に対するサービスと大きく二分されますが、それらも障害者総合支援法が昨年4月から施行されておりますので、対象となる障がいの範囲も広がってきております。それらで、例えば難病指定も昨年は130指定されましたし、今後、遷延性意識障がいというような脳挫傷で障がいを負われた方も障害認定されていくというように、さらに国のほうも施策の充実が図られていますので、1点には、そういった法定の事業のほうも財源的に充実させていただきたいという点もありますので、トータル的にあわせて障がい者（児）の皆様のサービスの充実というものを随時、一応見直す面は見直しもありますが、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 歳出の縮減が、2,488人のところが640人ばかり減ると。それで縮減額が非常に大きいだけけれども、この600人ぐらい減る人にかかっている額が多いという話になるわけなんだけれども、その辺のところは、どういう環境とか、そういう人がそこに該当されているかわかりますか。当然わかるよね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） まず、議員さんのご指摘の部分ですが、この手当の支給対象者が障害者（児）でございまして、大きくは身体障害者手帳1級から4級まで、身体障害者手帳1・2級は重度、3・4級は中度と位置づけられておりますが、そういった方々が対象となっております。身体、知的、精神と3つの障がいがございますが、それぞれ重度とか中度の方が対象になっておりますので、それらの方々が今回、非課税の場合は2分の1とさせていただき、あと、市民税、所得税課税の方は支給されないとさせていただきますが、その分、来週の当初予算のほうでもご説明させていただきますが、障がい者の予算のほとんど半分を占めております自立支援給付事業という事業のほうを、財源的にも、来年の予算はことしに比べてまた1億円増加しておりますので、そういった部分に削減部分を充当させていただくということが、有効活用という部分でも考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） そういうことを聞いているのではなくて、この644人で四千何百万円も減るということは、この644人という数字の対象者はどのような人、要するに1人当たりの額が非常に大きいということですね。だから、それは、そういうことを聞いている。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 申しわけございません。

まず、1人当たりで言いますと、今回、現行の改正前は平均しますと7,000万円近くの前予算でございまして、その対象者に対しては2万8,000円ほど支給させていただいたのが、今回の改正で、平均で言いますと1万4,000円ほどに減額になります。内訳でございまして、

障がい者（児）の方は、4級相当の方で10名ほどいまして、削減的には人数が少ないので3万円ほどでございますが、一番大きいのは障がい者の方々の部分でございます。それらの方々が、昨年は対象者が、身体障害者手帳1級、2級、療育A、精神障害者手帳1級等の方で対象が905名おります。その方々がまず人数的な部分でございますが、あと、今の部分は重度の部分でございますが、中度の3級、4級の方は1,050人おりますので、約2,000人ということで、これらの方々を合わせて現行から比べますと4,300万円ほどの削減になるということになります。そういうことで、金額が半額になるということで、申しわけございません、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第30号 甲斐市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 議案第30号 甲斐市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部改正の件の反対討論を行います。

提案理由としては、身体障がい者（児）の福祉手当支給要件と支給額を改定するものですが、1つは、やはり支給要件の改定は支給対象を制限するものであるということであり、2つ目は、支給額を市民税所得割非課税者は従来の2分の1に減額をする。また、課税対象者は廃止もしくは手当を所得制限するものであります。現行の比較では約650人弱、削減額は4,400万円近くになります。県内でも甲斐市の福祉手当は高い評価を得ておりますが、まさにこれは福祉の後退と言わなければなりません。重度心身障がい者の医療費の窓口無料化の廃止と共通するものであり、納得できるものではありません。

以上、反対討論といたします。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許しますけれども、ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第30号 甲斐市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部改正の件を採決いたします。

本案は起立により採決します。

本案に賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。職員入れかえのためでございます。

5分ほど休憩で、45分をお願いします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時42分

○委員長（三浦進吾君） それでは、時間前でございますけれども、引き続き会議を再開します。

次に、分割付託されました議案第2号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにいたします。

なお、委員の発言は一問一答方式で、簡明にお願いいたします。

最初に福祉課関係を行います。

第3款民生費、第1項社会福祉費及び第3款民生費、第3項生活保護費について一括して説明を求めます。

内藤福祉課長。

○福祉課長（内藤光二君） お疲れさまです。

それでは、福祉課の補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書22、23ページをお開きください。

初めに、22ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費からご説明いたします。

補正前の額6億5,042万4,000円に対しまして117万4,000円減額補正し、補正後の額が6億4,925万円となるものでございます。

補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金が57万2,000円、県支出金が387万2,000円、財産収入が60万8,000円、一般財源が622万6,000円の減額でございます。

減額補正する内容は、23ページ、001社会福祉関係職員でございます。職員の育児休業、人事異動、決算見込み等による不用見込み額710万円減額補正するものでございまして、内訳は、節の欄にございますとおり、2節給料182万4,000円減額、3節職員手当等500万円減額、4節共済費27万6,000円の減額の合計で710万円の減額でございます。

なお、010国民健康保険特別会計繰出金につきましては、保険課の所管となります。

次に、22ページの2目障害者福祉費でございますが、補正額が0円となっておりますが、予算額14億4,890万6,000円とございます。歳出予算額は増減せず、歳出の財源の内訳を変更する財源更正でございます。財源の内訳は、特定財源の県支出金で、自立支援医療給付事業費県補助金として109万6,000円の増額、また、その他の寄附金では3万円の増額でございます。内容でございますが、甲斐市商工会女性部様より、わくわくフェスタ売上金3万円を障がい者の皆様への施策に役立てることを趣旨とする社会福祉寄附をいただきましたので、障害者福祉費の一般財源に充当させていただくとともに、2件分の112万6,000円を一般財源から減額させていただくものでございます。

次に、補正予算説明書の24、25ページをお開きください。

24ページ、3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費についてご説明いたします。

補正前の額7億2,800万円に対しまして、4,000万円の増額補正をお願いし、補正後の額7億5,800万円となるものでございます。

補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金3,000万円、一般財源1,000万円となっております。

25ページの補正内容ですが、決算見込みによりまして、医療扶助費分としまして、20節扶助費で4,000万円増額補正させていただくものでございます。

以上が福祉課の補正予算の説明であります。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 25ページの今の生活保護費の扶助費が今、医療扶助費と聞いたんですが、内容をもうちょっと詳しく説明してください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

剣持係長。

○生活保護係長（剣持豊彦君） 医療扶助費ですね、当初の予算額が3億4,600万円で、見込みとしまして月3,200万円の支払いがありますので、これが1年分ということで3億8,600万円で、その差額分の4,000万円が不足しているということで今回補正させていただきました。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 予算の段階で3億4,600万円だったのですか。それで足りなかった。4,000万円、結構金額が大きいので、それが最初の段階でわからないというのはどういうことですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

剣持係長。

○生活保護係長（剣持豊彦君） すみません、伸びた内訳ということでよろしいでしょうか。

平成25年度に入りまして、傷病世帯数が、病気で働けないという方が生活保護の申請に来ます。その方が非常に今年度伸びているということもありまして、医療費の内訳が、傷病世帯での外来及び調剤、これが当初見込んでいた金額よりも大幅にふえていったということがありましたので、今回増額補正させていただきました。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 傷病世帯がふえたという原因はわからないでしょうけれども、どういった傷病ということなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

剣持係長。

○生活保護係長（剣持豊彦君） 例としましては、もともと仕事をしてきた方が、途中で例えば鬱病を併発した、非常にこの時代、こういった精神の疾患というのが多くなりまして、仕事中でそういった疾患を抱えた場合は傷病手当金というものがおりののですが、皆さん、おやめになった後に、しばらく退職金等で食いつないだ後に、その貯蓄がなくなったというようなことで来る方が非常に多くなっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 何人ふえたのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 増加分でございますが、4月からのデータで言いますと、傷病障がい者世帯が37世帯ふえております。4月から直近の3月1日現在の数字から比較して37世帯増加でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 内容を今、例にされましたけれども、やはり精神的な鬱病みたいなものが断トツ多いということによろしいですか。そういう時代の病気でということによろしいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

剣持係長。

○生活保護係長（剣持豊彦君） そうですね、傷病の内訳としましては、主に精神的疾患が非常に多いということになります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そして、世代的に、退職後と今、例を出されましたけれども、やはりそういった世代の方が多いということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 先ほどの関連で申しますと、昨年4月からの状況、推移を見ますと、傷病障がい者世帯が、先ほど言いました37世帯ふえておりまして、65歳以上の高齢者世帯は15世帯ふえております。これらが大きく伸びている部分でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで福祉課所管の第3款民生費、第1項社会福祉費及び第3款民生費、第3項生活保護費の審査を終了いたします。

次に、長寿推進課関係を行います。

第3款民生費、第1項社会福祉費について説明を求めます。

三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） おはようございます。

それでは、長寿推進課に係ります平成25年度一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の22ページ、23ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、010老人保護措置事業10万7,000円の増額につきましてご説明させていただきます。

養護老人ホーム入所措置にかかわる平成25年度当初予算では、新規入所者見込み1名に対しまして、年度中の入所4名、退所2名となり、不足が生じたため増額補正をするものであります。次に、016介護保険特別会計繰出金1,025万円の増額につきましてご説明させていただきます。介護サービス給付費の増額に伴います市負担分として増額補正をするものであります。

なお、詳細につきましては、後ほど介護保険特別会計で説明させていただきます。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで長寿推進課所管の第3款民生費、第1項社会福祉費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時55分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、子育て支援課関係を行います。

第3款民生費、第2項児童福祉費について説明を求めます。

三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご審議お疲れさまでございます。

それでは、子育て支援課の所管いたします補正予算につきまして説明いたします。

議案4ページ、補正予算説明書22ページから25ページとなります。よろしく願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費であります。補正額6,635万3,000円の減額をお願いし、47億9,768万9,000円とするものであります。

まず、1目児童福祉総務費でございますが711万6,000円の減額をお願いするものです。23ページの説明欄をごらんください。まず、011子ども医療費助成事業であります。決算見込みによる不用額800万円の減額であります。次に012次世代育成支援対策事業であります。88万4,000円の増額をお願いするものです。これは、次世代育成支援対策事業補助金、いわゆる子育て支援交付金が平成24年度実績確定によりまして返還金が生じたための国庫支出金返納金であります。また、財源につきましては、一部財源更正も行いました。国・県支出金の元金臨時交付金3,080万円を保育園建てかえ事業に、その他財源の地域振興基金、

これはサテライトの競輪場場外車券場地元対策費負担金であります。200万円を子ども医療費助成事業にそれぞれ充当いたしまして、これに伴い、市債の合併特例債、一般財源を減じたものであります。

続きまして、2目児童措置費4,569万円の減額は、平成25年度の児童手当支給実績に基づく不用額であります。財源につきましては、国・県それぞれにかかります交付金、負担金の減額となります。

24ページ、25ページをお開きください。4目保育所費の001保育園関係職員費254万7,000円の減額につきましては、保育士の育児休業取得延期に伴う不用額であります。002保育園関係嘱託臨時職員費50万円の増額につきましては、人件費に係る決算見込みによります精算に伴うものでありまして、臨時職員賃金の増額であります。012特別保育事業400万円の減額につきましては、一時預かり事業、延長保育、認可外保育園衛生安全対策、休日保育、病児・病後児保育の各事業に係ります事業確定に伴う補助金交付見込み額の減額によるものであります。

最後に、5目児童館費750万円の減額につきましては、002児童館関係嘱託臨時職員費の人件費に係る決算見込みによる精算に伴うものであります。主な要因につきましては、放課後児童指導員を24名見込んでおりましたが、年間おおむね21名から23名の間で推移いたしまして、その任用にかかったためであります。

以上、4目7事業に係る補正でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 23ページのこの次世代育成支援対策事業の中に入る件で1つお伺いしたいんですけども、国の補正の中で児童扶養手当の支給対象になっていない厚生年金の受給者について、年金の額に応じて児童扶養手当の額の一部が支給されるということが言われておりますけれども、これが施行日が平成26年12月1日なのですが、それについてはここには載らないですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 児童扶養手当の関係の改正につきましては、ことしの12

月1日ということでお聞きしております、概要はお聞きしているんですが、細かいものについてはまだ来ておりませんので、それに伴うものではございません。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 児童手当、子ども手当ですよ、それがかなり減額になって、今ちょっと説明をはっきり聞いていなくて、何でこんなに減額になってしまうのかなというのがとても気になることなんですけれども、どうしてもできないところだったらしょうがないかなと思うのですが、もうちょっと詳しく、手当が減っているので。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 額的にはこういう額になってございますが、予算現額が14億3,000万円ございますうちのおおむね3%でありまして、許容の範囲かなと。予算と実績の関係からすれば許容の範囲かなと思っております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

当局の答弁を求めます。

小宮山係長。

○児童係長（小宮山正美君） それでは、児童手当ですけれども、平成24年度、人数といたしまして1万653人ということになっております。世帯数で6,458世帯、それから、今現在1万626人、6,437世帯という形になっております。人数的には前年度とそんなに差はなくなっておりますけれども、当初見込みのほうが、人数的には1万787人という形で見込んでおりましたので161人減という形になっております。その分減額をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 22ページの児童福祉総務費の中の子供の医療費の助成事業ですが、平成25年度、どのくらいの医療費の助成の対象があったのか教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 平成25年の見込みということではありますが、見込み額で

2億2,264万8,000円余りを見込むところであります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 人数はどのくらいになりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山係長。

○児童係長（小宮山正美君） それでは、子ども医療費につきましてですけれども、一応平成24年度と25年度の比較をさせていただきます。平成24年度は8,955人で、件数にすると14万9,693件、平成25年度は2月現在まででございますけれども、8,824人、件数として15万3,340件という形になっております。

医療費については、それぞれの症状と、そのときの情勢とといいますか、インフルエンザ、ノロウイルスの関係でどのぐらいはやったかというようなことの影響もございますので、一概にかかった件数と金額との比較が難しいところもございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第3款民生費、第2項児童福祉費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、保険課関係を行います。

第3款民生費、第1項社会福祉費及び第4款衛生費、第1項保健衛生費について一括して

説明を求めます。

安藤保険課長。

○保険課長（安藤佳俊君） それでは、保険課関係の補正についてご説明いたします。

補正予算説明書22、23ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、010国民健康保険特別会計繰出金592万6,000円の増額につきましては、保険基盤安定繰出金保険税軽減分478万2,000円と保険基盤安定繰出金の保険者支援分114万4,000円の増額であります。

3目老人福祉費、003後期高齢者医療費310万円の増額につきましては、医療費の増額に伴う負担金の増加であります。次に、004後期高齢者医療特別会計繰出金358万6,000円の減額につきましては、職員給与費繰出金が16万8,000円の増、後期広域連合事務費負担金分繰出金が260万2,000円の減、保険基盤安定繰出金が115万2,000円の減額であります。

次のページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、010国民健康保険特別会計繰出金22万4,000円の増額につきましては、職員給与費等繰出金の増額分であります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対するの質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで保険課所管の第3款民生費、第1項社会福祉費及び第4款衛生費、第1項保健衛生費の審査を終了いたします。

次に、健康増進課関係を行います。

第4款衛生費、第1項保健衛生費について説明を求めます。

小宮山健康増進課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） おはようございます。大変ご苦労さまです。

それでは、健康増進課から補正について説明させていただきます。

補正予算説明書24ページ、25ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、26ページ、27ページについては、2目予防費、3目健康増進費の補正になります。

最初に、1目保健衛生総務費ですが、補正額206万1,000円の減額補正になります。内容については、右側の25ページ、001保健衛生関係職員費231万円の減額で、内訳については2節給料、3節職員手当等、4節共済費になります。次の020一般管理費、次のページになりますが、19節負担金、補助及び交付金2万5,000円の増額については、法令外負担金の額の確定に伴う増額分であります。

26ページ、27ページをお願いいたします。2目予防費ですが、補正額4,790万円の減額補正となります。内容については、13節委託料の予防接種事業であります。減額する主な要因につきましては、子宮頸がん、日本脳炎等の定期接種の接種率が当初の予定より低かったことであります。子宮頸がんについては、昨年4月1日から任意から定期に移行いたしましたが、昨年6月14日付で厚生労働省からの積極的な勧奨をすべきではないという勧告がありまして、それに伴い接種者も減っている状況であります。また、日本脳炎については、平成22年度以降、平成17年度から差し控えになっていた対象者に対しまして特別措置が出されまして、19歳までの未接種者に対し、予防接種が受けられることになりましたが、結果的に低い接種率になっております。

3目健康増進費ですが、補正額274万3,000円の増額補正となります。001母子保健事業の150万円の増額については、19節負担金、補助及び交付金、内容については、不妊治療費補助金であります。不妊の治療をする方が当初の予定よりふえたための増額になります。具体的には、1件当たりの補助が10万円で15件、合計150万円を予定しております。002健康増進事業の124万3,000円の増額については、23節償還金、利子及び割引料、国庫補助金、がん検診推進事業費の精算に伴う返還金が生じたので、その差額分の増額補正であります。

健康増進課、1項保健衛生費については、合計で4,728万円の減額補正であります。

以上で終わりますが、よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今の予防接種事業ですが、6月以降、政府の積極的な勸奨をやめるといって減ったということですが、その後、何件ぐらいはやったのか、全体的に%としてどうなのかというのをちょっとお聞きします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 当初予定していました人数が1,600回になります。これは、合計で3回接種いたしますので、回数で1,600回。その後、決算につきましては270回、合計で17%になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これについての今後の見通しは、まだ国から出ていないということですね。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） まだ国のほうから具体的なものは出ておりません。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 日本脳炎についても先ほど、せっかくこれも19歳までもう一回出たのに、ちょっと低いということですが、何件ぐらい受けておるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 日本脳炎につきましては、合計の人数が6,350人を予定しておりまして、結果的には3,085人の接種者となっております。48.6%となっております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これも、この間、私は質問でがん検診のほうのコールリコールということを行ったのですが、これなんかに関してはどんなふうな予定でいますか。48%、まあ50%に近いので目標はあれなのかなと思うのですが、ただ、まだやっていない方がいるということですね。どうなんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） 日本脳炎は、平成17年から差し控えになっていまして、その逃した方々の、今、特例措置として20歳未満までは可能ということでかなり幅を広くしているのですけれども、実際、もう中学生、高校生ぐらいになりますと、体の免疫もできていますし抵抗力もあるということで、接種対象者が、日本脳炎にはかからないのではないかとというような判断で接種が少ない状況だと予測はしております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ということは、一応これに関しては、したかった人ができなかったということに関しては、おおむねやったという感じでよろしいのでしょうかね。

ちょっと続けてで申しわけないですが、先ほどの子宮頸がんですが、一応政府というか厚生労働省からはそういう見解ですが、いろいろ調べてみますと、私どもも、推進してきた側としましては非常に残念で今いるわけなんです。だから、一日でも早く国のほうできちんとした見解を出して、世界的に見て、ほかの国からそういうものは出ていないので、ぜひ推奨するように私としては持って行っていただきたいと思うんですけれども、そういったことも県・国に対して市からも見解を早く出すようにという要望を出していただきたいと思いますが、どんなふうに思われますか。

○委員長（三浦進吾君） 要望ですか、それとも。

○委員（保坂芳子君） 要望ですね。ちょっと見解を聞きたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） じゃ、答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 今回の委員さんの言うように、子宮頸がんは、がんの中で予防できるがんというのは子宮頸がんだけですので、担当としてもそういう気持ちはあるんですが、あくまでも国の指導等によって各市町村も動いているわけでありまして、要望といっても、国のほうで決まらないと市町村もなかなか動けない状況ですので、その辺はご理解お願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 私もしっかりと国のほうにも、国会議員のほうにもそういったことをきちっと出して、国民の不安をなくすような方向でしっかりするという話は、また自分としてもしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 母子保健事業のところですがけれども、先ほどの話では不妊治療が多くなっていると。すごい残念ですね。確かに子供を欲しいということで、でも、こんなに多くなっているのかなと。自然体で行けばねなんて私たちは昔から考えると思うのですがけれども、最近の傾向としてはこういうことになっているのかなと思うんですが、いろいろと手当てをしてもらっているんですが、こんなふうの不妊治療が多くなっているという現状をどんなふうに把握しているのか、もうちょっと詳しく聞きたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） 不妊治療が増加している原因というのは、甲斐市に限ったことではないと思うのですが、社会全般の中で晩婚化が進んでいるということと、それから、若い年齢で出産をしなければなかなか妊娠がしづらいという、そこら辺の知識もまだ普及されていない部分もあるというようなことが原因だと、そんなふうに私たちも考えております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 参考に聞きたいんですが、002の健康推進事業、総合健診、人間ドック、平成25年度どのくらい行っていますか。受検した人数ですが、参考に。わかる範囲で結構です。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） 平成25年度の総合健診の受診者総数は9,328人となっております。人間ドックのほうですがけれども、まだ請求書が来ていませんので、現在の段階では、ちょっと受診者総数ということのお答えができません。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成24年度と比較して総合健診はふえていますね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） 横ばい状態ですけれども、若干ふえております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで健康増進課所管の第4款衛生費、第1項保健衛生費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

では、35分まで休憩させていただきます。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時34分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

次に、環境課関係を行います。

第4款衛生費、第2項環境衛生費及び第4款衛生費、第3項清掃費並びに繰越明許費についてを一括で説明を求めます。

長田環境課長。

○環境課長（長田 治君） 再度、環境課ですが、よろしくお願いいたします。

補正予算説明書の26ページ、27ページをごらんいただきたいと思います。ページの中段からとなります。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費からご説明いたします。130万円の減額をお願いするもので、右の説明欄にありますとおり、001環境衛生関係職員費が36万円の減であります。016簡易水道事業特別会計繰出金については、所管が上水道課となりますので、建設経済常任委員会でご説明いたします。環境衛生関係職員費は、共済費を減額し、職員手当、具体的には時間外勤務手当を増額した内容でございます。

2目の環境保全費は、100万円の減額をお願いするものでございます。環境保全事業の当初予算では、各環境にかかわります水質検査などの委託料を計上しております。その中で、昨年度、県から権限移譲となりました自動車騒音調査の経費を計上いたしましたが、入札の結果、予算に比して低額の委託費となりましたので、主に、この自動車騒音調査の入札差金の減額をさせていただく内容でございます。

4課衛生費、3項清掃費、1目清掃費であります735万3000円の減額をお願いするものです。右の説明欄にありますとおり、007広域事務組合負担金は16万7,000円の増額をお願いします。全額、峡北広域行政事務組合にかかわるもので、主な理由は、申し上げますと、平成12年、広域事務組合と竜岡町塵芥焼却場対策委員会との間において廃棄物処理施設の改築に関する協定を締結しておりますが、その協定中、国道52号から処理場までの搬入道路につきまして、これは葦崎の市道18号線になりますが、農業基盤整備事業の中で新設道路整備として施行していく予定でございまして、平成26年度から30年度の5年間に3億4,500万円の債務負担行為を設定しながら組合が負担をする予定でございまして、今年度につきましては、この拡幅工事に関連しまして、測量設計委託の関連負担金を土地改良区に負担することになる予定でございまして、甲斐市の負担金としましては16万7,000円の増額となったものです。

008地域し尿処理施設特別会計繰出金は、所管が下水道課となりますので、建設経済常任委員会でご説明させていただきます。

続きまして、28、29ページをお開きください。009バイオマス活用推進事業については528万円の減額をお願いいたします。バイオマス活用推進事業の当初予算の計上額は1,654万円でありました。減額するについての経過をご説明いたします。当初予算編成におきまして、学校給食の残滓などにおける生ごみ処理を行うにつきましては、バイオマスを活用した固形物としての堆肥化と液体状の肥料化、液肥化の2つの処理技術を横並びで検討する予定でございました。職員には専門知識がありませんので、プロポーザル方式などで装置導入を決めるにつきましては、どちらが有利なのかなど総合的なアドバイスを求めるためのコンサル委託を想定し予算を計上させていただきました。今年度に入りまして、県外の装置を視察しましたり業者情報を検討いたしましたが、この経過の中で、液状化の処理方法が、における心配や製造した肥料の処理の課題が少ないなどを判断するに至りました。結論的には、液肥化の処理装置を導入することといたし、プロポーザルを行うについては液肥化装置を対象に行いました。このため、装置導入に当たって固形物の堆肥化と液肥化の判断など総合的な

コンサルタント委託、計上額が200万円でしたが、不要となりましたので、減額させていただくことがこの補正減の主な要因の一つでございます。

また、液肥化装置を導入する判断はいたしました、装置の確認が相応に必要でございましたので、現状では、今月試運転を行い、新年度からの本格稼働の運びとなりまして、装置のリース料につきましては、新年度予算の対応となりまして新年度からの支払いとなります。平成25年度当初予算編成の段階では、本年度12月ごろからの稼働を想定し、装置のリース料、保守委託料、施設管理委託の経費を計上させていただきましたが、先ほど申し上げましたとおり不要となりましたので、合わせて228万円減額させていただき、なお、建屋の設計委託経費が100万円入札差金の関係で不要となりました。このような形を持ちまして、合わせて528万円の減額補正をお願いいたします。

続きまして、財源内訳の欄をごらんください。国庫支出金625万4,000円とありますが、これは地域の元気臨時交付金の充当でありまして、地方単独事業で建設地方債の発行対象経費を交付対象事業としておりますので、バイオマスセンターの建屋工事に充当するものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の説明書、歳入の6ページ、7ページをごらんいただきますと、総務費国庫補助金、総務管理費補助金の説明欄にあります1億4,987万7,000円のこの一部でございます。

続きまして、歳入の説明で、10ページ、11ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金の3目衛生費県補助金に102万1,000円の計上がございます。山梨県環境保全活動支援事業費補助金であります。恐縮ですが、28ページ、29ページにお戻りいただきまして、県支出金102万1,000円の記載につきましてはここに充当いたします。内容につきましては、資源リサイクル推進事業にかかわるものですが、資源リサイクル推進事業につきましては経費の増減がありませんで、財源更正のみのため説明欄には記載がありません。1月20日から運用開始しました竜王リサイクルステーション設置につきましても102万1,000円の県補助金でございます。この補助金は、今年度、各自治体からの環境事業の取り組み申請が出されまして、県の予算額の配分による交付となっております。この補助金につきましては、平成22年度に双葉リサイクルステーションを整備した際にもいただいております。

続いて、繰越明許費の関係で、議案の7ページをごらんいただきたいと思います。

繰越明許費補正に4款衛生費、3項清掃費としまして、ごみ収集運搬事業1,380万円とあ

ります。前年度に続きまして市の指定ごみ収集袋の経費にかかわる措置であります。発注済みのごみ袋を業者の倉庫に保管し、在庫分につきまして繰越明許費の手続をとらせていただいております。ただし、今回は、4月1日から消費税が上がりますので、通常繰越しをいたしますと後の対応が複雑になりますので、現状では、繰越ししないような段取り、例えば3月末までに在庫納入、返品を考えておりますが、念のための手続として繰越明許費補正に追加をさせていただきました。ご理解をお願いしたいと思います。

以上、環境課関係の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 27ページの先ほど環境保全事業の騒音調査の減額がありましたけれども、予定はどういうことを、どこの調査の予定だったんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 自動車騒音調査の関係につきましては、県の移譲事務でございます。先ほど申し上げましたとおり、平成24年度から行っているものですが、対象路線数が24路線ありまして、既に県のほうで12路線調査済みでございます。権限移譲の段階で12路線残っておりまして、昨年度から3路線ずつ4年度の計画で調査を行っております。結果につきましては、国の交通センサス等の内容に反映されるということでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤久歳議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどのバイオマス活用推進事業が528万円の減額で、数字の内容的にはわかりました。それで、液体と固形、それからプロポーザルをやめたということ、あと、今度、最終的に液状化に決定したという流れだと思いますけれども、その違いというか、その辺のところの変えた理由というのをもう一回説明してくれますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 若干確認させていただきますが、プロポーザル方式で装置導入は行いました。プロポーザルに当たりまして、液状か固形かの判断を行うについて別の専門の委託業者に委託する予定でしたが、液状化という判断を年度途中でしましたので、その委託費がなくなったということをご理解いただきたいと思います。

あと、固形物としての堆肥化ではなく液状化にした判断でございますが、まず1点、特徴的には、八王子市に大規模な堆肥化施設がございました。そこで年度途中ににおいが大変問題になりまして操業を停止したという施設の事例がございました。それから、確かに固形物の施設を視察しますと、私個人としましてもおいは気になったという内容が1点でございます。あと、液状化にしますと、固形物に比べてにおいの心配はないということ、やはり導入装置を見学した中で判断いたしました。

そのような内容をもちまして液状化、先ほど、あと生産物の処理等の関係も有利であるというような判断をいたしました中の液状化の決定でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

内藤久歳議員。

○議員（内藤久歳君） 結局そういう判断をした大きな理由というのは、においが一番その要因だったということと、それからあと、液状化を選択した現場というか先進地を見てきたのかどうか。今、においは八王子市であるということ、それから液状化を選んだ理由というのは、どこかを見学して判断したのか、その辺の経過はどうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 現在、プロポーザル方式で決定した装置の導入につきましては、現にバイオマスセンターのほうに設置しているわけですが、その装置につきましては、視察した先は、富士宮市の施設と宇都宮市の施設を視察いたしました。富士宮市の施設は酪農関係の施設でございます、そちらの内容につきましては、酪農関係の処理をしておりました

ので多少においは感じました。ただ、宇都宮市のほうは、140社ほどの給食を扱っている食品会社でございまして、その残滓を処理している施設につきましては、においは全く問題ないと、職員3名で伺いましたが、3名ともそのような感想を持ちました。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで環境課所管の第4款衛生費、第2項環境衛生費及び第4款衛生費、第3項清掃費並びに繰越明許費の審査を終了いたします。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の審査を終了いたします。

これより、議案第2号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任をお願いします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、議案第3号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここでお諮りします。この補正予算につきましては、歳入歳出一括説明、質疑としてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにいたします。

内容について当局の説明を求めます。

安藤保険課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 国民健康保険特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の53ページをお開きください。

歳入歳出総額に、それぞれ3億8,152万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を81億5,076万3,000円とするものであります。今回の補正については、主に決算見込みに対応したものであります。

それでは、まず、歳入の説明をいたします。56、57ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金89万1,000円の増額につきましては、70歳から74歳の高齢者医療の対象者に、引き続き自己負担が1割になる受給者証を送付するための費用に対する国の補助金であります。ちなみに、4月以降に70歳になった方の自己負担は2割となります。

次に、8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金44万7,000円の増額につきましては、基金の運用利子の見込みによるものであります。

次に、9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分478万2,000円の増額につきましては、低所得者に対します保険税の軽減額の増加に伴うものであります。2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分114万4,000円の増額は、軽減対象者数にかかわる増額分であります。次に、3節職員給与費等繰入金22万4,000円の増額につきましては、高齢者医療に係る通知の印刷及び郵送料等の増加に伴うものであります。次に、10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金3億7,403万6,000円につきましては、前年度からの繰越金であります。

以上、歳入についてであります。

続いて、歳出についてご説明いたします。60、61ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、003一般管理費111万5,000円につきましては、70歳から74歳の高齢者医療にかかわる通知の印刷及び郵送料の増加分であります。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費1億7,120万円につ

きましては、決算見込みによります医療費の増加分であります。

2目審査支払手数料56万2,000円につきましては、県国保連合会への手数料の増加分であります。

次に、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費800万円の増額につきましては、これも決算見込みによります医療費の増加見込み分であります。

3項移送費、1目一般被保険者移送費につきましては、財源更正のみであります。

次のページをお願いいたします。5項葬祭諸費、1目葬祭費20万円につきましては、被保険者が死亡した際に支給する葬祭費の増額であります。

次に、9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金2億44万7,000円につきましては、前年度からの繰り越し分から2億円、また、基金の運用利子44万7,000円を積み立てるものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 62ページ、63ページですけれども、基金積立金でございますが、2億44万7,000円を加えて、平成25年度末にはどのぐらいの積み立てになりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 4億5,000万円ほどになります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより、議案第3号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

続きまして、議案第4号 平成25年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について当局の説明を求めます。

安藤保険課長。

○保険課長（安藤佳俊君） それでは、後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

補正予算書67ページをお開きください。

歳入歳出総額に、それぞれ31万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億4,430万4,000円とするものであります。この補正につきましても、主に決算見込みに対応したものであります。

それでは、まず、歳入についてご説明いたします。70、71ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料200万円の増額につきましては、保険料収入の増額見込み分であります。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金358万6,000円の減額につきましては、後期広域連合に対する共通経費の負担金などが減額したことに伴う減額であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金189万6,000円の増額につきましては、平成24年度の精算によるものであります。

歳入については以上であります。

続きまして、歳出につきまして、72、73ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、001総務管理費、関係職員費16万8,000円の増額につきましては、職員手当等の増額分であります。

次に、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、001保険料等納付金273万3,000円の増額につきましては、保険料の増額200万円、及び平成24年度の出納整理期間の保険料収入分188万5,000円、及び保険基盤安定負担金115万2,000円の減額分であります。002事務費納付金260万2,000円の減額につきましては、後期広域連合に対します共通経費負担金が減額したことによるものであります。

次に、3 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 1 万1,000円の増額につきましては、前年度の精算に伴う一般会計への繰り出し分であります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 70、71ページですけれども、2 節の普通徴収保険料ですが、この普通徴収保険料200万円の中身ですが、これは何人分ぐらいになるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 人数ということはちょっとわかりませんが、本算定したときの所得等によりまして、また被保険者数に応じまして算定したものが当初予算よりも上回ったということであります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成25年度の2月現在で、この普通徴収をされている方の人数はどのぐらいになりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前11時07分

○委員長（三浦進吾君） 再開します。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） じゃ、平成24年度の普通徴収の対象者はどのぐらいいましたか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

五味係長。

○高齢者医療・年金係長（五味万里君） 申しわけありません。それでは、平成24年度の普通徴収、最終年度末の人数になるんですが、普通徴収は1,441人になります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で審査を終了します。

これより、議案第4号 平成25年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、議案第5号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容について当局の説明を求めます。

三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） お疲れさまです。

それでは、議案第5号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明させていただきます。

議案の17ページからになりますけれども、18、19ページをごらんください。

歳出の補正につきましては、第1款総務費、5項地域介護、福祉空間整備費等補助金、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2項介護予防サービス等諸費、4項高額介護サービス等費、5款基金積立金の合計1億3,934万7,000円を増額し、補正後の予算額は39億2,234万8,000円とするものでございます。

また、歳入につきましても、事業執行等に伴います国庫支出金、繰越金等の合計1億3,934万7,000円を増額し、補正後の予算額は39億2,234万8,000円とするものでございます。

それでは、20ページのほうをちょっとごらんください。20ページにつきましては繰越明許費で、翌年度に繰り越しまして執行する経費であります。1款総務費、5項地域介護、福祉空間整備費等補助金の1億1,600万円を平成26年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

それでは、補正予算説明書により説明いたします。先に歳出のほうの説明をさせていただきます。資料の88ページ、89ページをごらんください。

1款総務費、5項地域介護、福祉空間整備費等補助金、1目地域介護福祉空間整備費等補助金1,740万円の減額につきましては、平成25年度内に整備する予定でありました地域密着型介護老人福祉施設の年度内の完成が困難となったことに伴い、施設の開設準備にかかわる補助金は開設前6カ月間の準備にかかわる経費が対象となりますことから、減額の補正を行いまして、平成26年度に改めて予算計上させていただく予定であります。財源につきまし

ては全額が県支出金となります。

なお、施設整備にかかわる補助金1億1,600万円につきましては、事業執行が困難な場合につきましては翌年度に繰り越すことが可能であることから、平成26年度に繰り越すものでございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費6,500万円の増額につきましては、年度内の給付見込みに伴い増額の補正をするものでございます。財源につきましては、国庫支出金が1,300万円、県支出金が812万5,000円、支払基金交付金が1,885万円、繰入金が812万5,000円、一般財源が1,690万円となります。

続きまして、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費1,000万円の増額につきましては、同じく年度内の予防給付費見込みに伴いまして増額補正するものでございます。財源は、国庫支出金が200万円、県支出金が125万円、支払基金交付金が290万円、繰入金が125万円、一般財源が260万円となります。

次に、90ページ、91ページをお開きください。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費700万円の増額につきましては、年度内の高額給付費の見込みに伴いまして増額補正をするものであります。財源は、国庫支出金が140万円、県支出金が87万5,000円、支払基金交付金が203万円、繰入金87万5,000円、一般財源が182万円となります。

次に、5款基金積立金、1項基金積立金、1目給付準備基金積立金7,474万7,000円の増額につきましては、平成26年度の給付のための基金積み立てに伴いまして増額補正するものであります。財源は、財産収入が2万7,000円、一般財源が7,472万円となります。

以上、歳出総額は1億3,934万7,000円の増額です。

次に、歳入の説明をさせていただきます。84ページ、85ページをお開きください。

1款保険料、1項保険料、1目第1号被保険者保険料2,145万円の増額につきましては、保険給付費増に伴います1号被保険者保険料の補正です。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金1,640万円の増額につきましては、保険給付費増に伴います国負担分の補正です。

次に、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金2,378万円の増額につきましては、保険給付費増に伴います2号被保険者保険料の補正です。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金1,025万円の増額につきましては、保険給付費増に伴います県負担分の補正です。

次に、86ページ、87ページをお開きください。

6 款県支出金、2 項県補助金、1 目施設開設準備経費等助成特別対策事業補助金1,740万円の減額につきましては、さきにご説明した理由によるものです。

次に、7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 2 万7,000円の増額につきましては、預金利子の補正です。

次に、8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金1,025万円の増額につきましては、保険給付費増に伴います市負担分の補正でございます。こちらのほうが先ほどの一般会計からの繰り出しとなります。

次に、9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金7,459万円の増額につきましては、平成25年度の繰越金です。

以上、歳入の補正総額は1億3,934万7,000円の増額となります。

続きまして、92ページをごらんください。先ほどの繰越明許費になります。

1 款総務費、5 項地域介護、福祉空間整備費等補助金 1 億1,600万円の繰り越しにつきましては、社会福祉法人燦生福社会理事長、中込敏氏が整備する予定でありました地域密着型介護老人福祉施設の年度内の完成が困難となったことに伴いまして、施設整備にかかわる補助金を平成26年度に繰り越しをお願いするものでございます。

補正等の内容の説明は以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） まず、歳入のほうですが、1 節の第 1 号被保険者の保険料でありますけれども、内訳もお聞きしたいんですが、対象者はどのくらいになるんでしょうか。2,145万円の。

○委員長（三浦進吾君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 1 号被保険者のうち特別徴収の人数は 1 万5,200人になります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この2,145万円の対象者が 1 万5,070人ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 1万5,200人です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平均の保険料というのは、1人どのぐらいになりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 基準額が1月4,900円になります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 5款の支払基金交付金ではありますが、介護給付費交付金、平成25年度はまだあれなんだろうと思いますが、対象者数はどのぐらいですか。これは40歳から74歳までの方の交付金だろうと思うんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 5款の支払基金交付金につきましては、2号被保険者、40歳以上から64歳の方の保険料でありまして、これは、うちのほうの給付の予定とかそういうものを見込んで2号被保険者の保険料をいただいております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 歳出のほうの地域介護、福祉空間整備費等の補助金が繰越明許費になっておりますけれども、この前も若干聞いていたのですが、経過ですね、どんなふうな状況か、工事がおこなわれているからか、わかっている範囲でお答えいただければありがたいですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 昨年10月に開発の許可を行いまして、建築確認が11月の終わり、そして、県のほうの繰り越しの関係が、やはり同じように2月の議会で審査されております。そして、今の状況でございますけれども、2月28日に一般競争入札、JVで4者ございまして、そちらの入札を行われまして、私も立ち会ったのですが、いろいろな現在の諸事情等ございまして、入札が不調に終わりました。今後やっていく方針とかスケジュール

等、そういうものに関しましては、本日午後4時から事業者を呼んでおりますので、そこでまた今後の対応等を協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この施設の周りの方たちの動きがちょっと気になるんですが、この間ちょっと、大分対応がうまくないと。市のほうに意見書を出したんだけど、返事がないとかというような情報が入っているんですが、その辺の対応はどのようにされているか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 去年のたしか8月の終わりぐらいだったと思いますけれども、うちのほうに文書で来まして、その回答につきましては、9月に入って、うちのほうも文書で回答しまして、それを持参して説明しまして、その後、うちのほうに直接その件に関しまして何らかのことは、今のところございません。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 大事な建物だし必要な建物でございますので、ただ、建てる過程においていろいろ周りトラブルがあるような、また苦情があるようなことのないようにぜひ対応していただきたいと思いますが、ぜひ頑張ってください。部長、どのような考えでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

笹本部長。

○福祉健康部長（笹本嘉朝君） この施設につきましては、事業計画の中でも行われている施設でございます。平成25年度の完成ということで、当然これの利用を予定されている方もいらっしゃるし、また、当然計画に沿ってやっていかなければならないことは重々承知しております。いろいろな諸般の事情があるにいたしましても、早期の完成を目指さなければならないということは、こちらもそう思っておりますので、早く完成するように事業者とあわせて努力等させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で審査を終了いたします。

これより、議案第5号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任をお願いします。

ここで暫時休憩し、職員が退席いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○委員長（三浦進吾君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、前回より継続審査となっております請願第25-1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書を議題といたします。

なお、本件については、平成25年3月定例会において付託され、本委員会は、その際に紹介議員から説明を聞き、4度審査を行っております。そのため説明及び質疑は省略し、再度各委員の意見をお聞かせ願いたいと思います。

それでは、小澤副委員長より順次ご意見をお願いいたします。

小澤副委員長。

○副委員長（小澤重則君） 何も事情が変わっていない中ですので、継続審査でお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） わかりました。

次に、長谷部委員、お願いします。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 私も同じく継続審査でお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） はい。

次に、山本委員、お願いします。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 今の2人と同じ意見でございます。何ら内容的にも進展はないのでございますから、もう継続でいいかと思えます。お願いします。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

続いて、樋泉委員、お願いします。

○委員（樋泉明広君） ご存じのように、福島原発の後始末がなかなか思うようにいかない、大変な事態になって振り出しに戻ったような状況になっております。今回、浜岡原発の防潮堤もかさ上げをして、19メートルから23メートルですか、かさ上げしたけれども、問題は、津波ではなくて地震そのものなんですね。地震がどのように起こるかということは想定できませんが、少なくともあの浜岡原発の下は活断層が走っているということで、いつどうなるかわからないという状況で、防潮堤を高くしたからそれでオーケーなんていうことはあり得ないということで、私は、直ちにこれは廃炉にする請願を採択して、意見書を提出すべきだと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

続きまして、保坂委員、お願いします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 前と同じように、継続審査でお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

続きまして、池神委員、お願いします。

○委員（池神哲子君） 2月2日にさよなら原発プレ集会というものがありました。敷島総合

会館で、私も参加させてもらったんですけども、やはり福島からのいろいろな訴えがそこでありまして、もう大変困るということで、椎名先生という方からもいろいろなお話があって、ああ、これは大変なことなんだということがそこでわかったんですけども、例えば、この危険手当が出るのに出していなかった、1日5,500円なんていうような、始末をしている人にもそんなような状態があったというわけです。結局、事故の責任が問われなければ、もうこの国は変わらないというようなことで、工事の方はいろいろな発言をしていました。

ですから、今でも1日に2億4,000万ベクレルの放射能が出ていて、もう海水浴はできないと。それは、海は公海ですから、また、ほかの太平洋とかとずうっと通っていくわけです。そういう中でやはり日本の責任というのはあるわけですから、私たちはやはりこれを、もう再稼働なんてとんでもないという話をしなければいけないと改めて思いました。ですから、これは当然、請願を採択してほしいという強い意見があります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 廃炉でよろしいですね。廃炉ということで。はい。

各委員さんのご意見を拝聴しました。ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時34分

○委員長（三浦進吾君） 引き続き会議を再開します。

請願第25-1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書については、継続審査を求める意見と採択を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

本請願は起立により採決します。

本請願について継続審査とすることに賛成の方のご起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案及び請願の審査は全て終了しました。

委員の皆様方におかれましては、慎重審議ご苦労さまでございました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時35分